

～誰もが自分らしく生きるために～

「鴻巣市パートナーシップ宣誓制度」を開始します



市民一人ひとりの個性が尊重され、誰もが自分らしく生きることができ、思いやりのある住みよい鴻巣市を実現するため、12月1日(火)から「鴻巣市パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

問い合わせ／やさしさ支援課
(内線3424・メールyasasisa@city.kounosu.saitama.jp)

パートナーシップ宣誓制度とは？

お互いを人生のパートナーとする2人が、日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係「パートナーシップ」を結んでいることを市に宣誓できる制度です。

宣誓したことを市が証明（宣誓証明書を交付）することで、当事者が抱える生活上の生きづらさを少しでも軽減することを目指します。

通称名を使用できる

戸籍上の名前と併せて、通称名を使用できます。



法律婚との違い

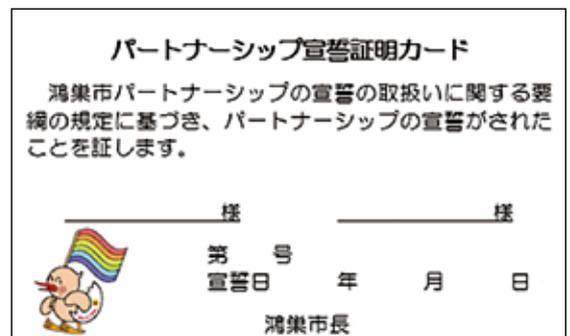
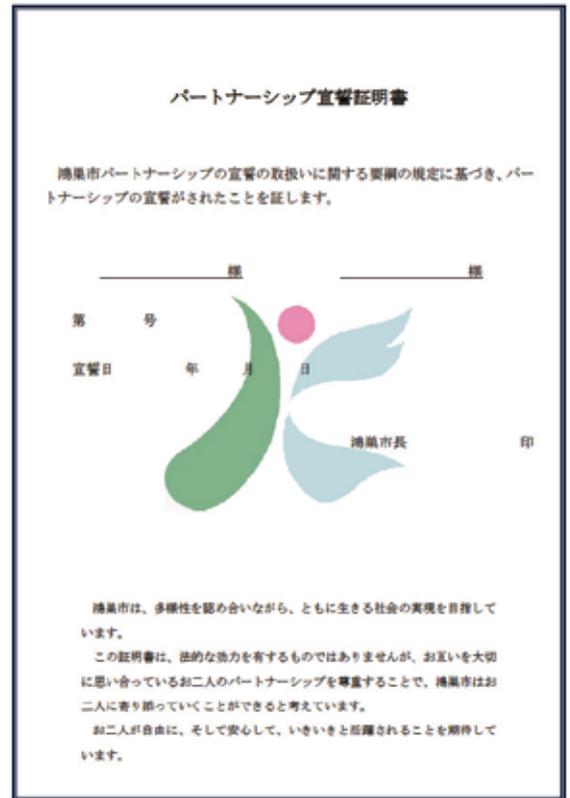
婚姻は、民法に基づく制度であり、相続権や扶養義務などの法的な権利・義務を伴いますが、パートナーシップ宣誓制度は、法的な権利や義務を伴いません。

対象 次のすべてに該当する2人

- 双方が成年に達している
- 双方が本市に住所を有している又は一方が本市に住所があり、もう一方が3か月以内に転入予定
- 双方に配偶者がいない
- 他の方とパートナーシップの宣誓をしていない
- 互いに近親者でない

必要書類

- 住民票の写し（本籍地及び続柄の表示不要）
本市に転入予定の方は転入後に提出してください
- 婚姻していないことを証明する書類
独身証明書（本籍地の市区町村で取得）又は戸籍謄本（抄本）、外国籍の方は本国が発行する婚姻要件具備証明書とその日本語訳など
- 本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）



▲証明書・証明カードは、法律上の効力が生じるものではありませんが、お互いが家族と同等の価値を共有し、生きていくことを宣誓された証としてご活用ください

申込みを希望する方は、11月25日(火)以降に電話・メール又は直接やさしさ支援課へ希望する宣誓日時等を相談してね



LGBTについて考えよう！

元女性の世界的男性バレエダンサーとして活躍してきた

このす観光大使 なとりひろと 名取寛人さんからのメッセージ



僕の出身地、鴻巣市に「パートナーシップ宣誓制度」が導入され、とても嬉しいです。

中学校では制服のスカートが嫌いでした。女性として生まれてきて、初恋が女性だった事に悩んだ10代でした。自分らしく生きてるだけだったのに…

それは、LGBTだけの問題ではなく「多様性をお互いが認め合う社会」という意味でこれからの時代は大切だと思います。

他人の目ではなく、自分が信じた生活スタイルを堂々と生きていきましょう!! そんな平和な鴻巣市になってほしいと思います。

Profile プロフィール

- 昭和43年10月12日生まれ (52歳)
鴻巣南小、鴻巣中出身
- 28歳で単身ニューヨークに渡りバレエを始める
- 30歳で世界的な男性だけのバレエ団「トロカデロ・デ・モンテカルロバレエ団」に日本人として初めて合格
- 35歳の時、アメリカで性別適合手術を受ける
- 46歳で都内にダンススタジオ開設
- 49歳の時、自身の生涯をつづった著書「スカートはかなきゃダメですか？」を出版



中学・高校時代は、抜群の運動神経を活かし器械体操で活躍



バレエ団に所属していた7年間では世界9か国で年間150回の公演をこなす (写真中央)

LGBTとは

L (レズビアン)

性自認が女性で女性を好きになる女性同性愛者

G (ゲイ)

性自認が男性で男性を好きになる男性同性愛者

B (バイセクシュアル)

女性も男性も両方好きになる人

T (トランスジェンダー)

生まれた時の性別と自認する性別が一致しない人

※この4つ以外にもQ (クエスチョニング)…わからない・決められない人など、さまざまな性のあり方が存在します。

12月4日～10日は「人権週間」

児童・高齢者に対する虐待や女性に対する暴力、障がいのある方への偏見や差別、同和問題などの人権侵害が増加しています。また、インターネットを悪用した人権侵害やヘイトスピーチ、LGBTの方や新型コロナウイルス感染者への偏見や差別など新たな人権問題も発生しています。

こうした基本的人権に関わる重要な問題を1日も早く解消することが、私たち一人ひとりに求められています。お互いの人権を認め合いながら共に生きる、人権尊重社会を築いていきましょう。

人権啓発イベント

ヒューマンスクウェア オンライン IN SAITAMA

とき／12月4日(金)～10日(木)

ところ／インターネット特設サイト
(11月下旬公開予定)

内容／「インターネットによる誹謗中傷」をテーマに、人権メッセージの紹介やポスター等の展示

問い合わせ／県人権推進課 (☎048-830-2258)

